

1. はじめに

アディーレ法律事務所は、このたび、個人のお客さまを対象に、当事務所が法人として提供する法的サービスのすべてについて、当事務所の弁護士が、「お客さまのご相談内容から、お客さまの法的権利を実現できる見込みが十分ある」と判断してご依頼をお受けしたにもかかわらず、結果として成果が得られなかった場合（※）、原則お客さまの経済的利益（※）を超える費用のご負担がないことを、事務所の姿勢としてお約束するという意味での **“費用面での保証事務所”** として生まれ変わることをいたしました。

※「結果として成果が得られなかった場合」および「お客さまの経済的利益」の内容は取扱法的サービスの種類によって異なります

このような方針を定めたのは、私が弁護士になって当初より有していたかねてからの強い問題意識を、国民の皆さまに名前を知っていただいた「アディーレ法律事務所」が、今こそ反映する必要があるとの強い想いによるものです。

「アディーレ」は、「身近な法律事務所」をこの国につくることを創業以来の理念としております。代表者ご挨拶 (<https://www.adire.jp/profile/>) でも述べたとおり、法律事務所へのご依頼は、その性質上、もとより比較も体験も困難なものです。そうであるからこそ、「弁護士に頼んだのに、目的も達成できずにお金だけ損してしまった」などという、お客さまが誰しも有する率直なご心配を、払拭することがどうしても必要であると考えました。

「身近な法律事務所」の実現とは、弁護士の敷居の高さ、距離的な要因、費用の不安等その理由にかかわらず、弁護士へご相談・ご依頼いただくことへの「躊躇」によって、お客さまのあるべき法的権利の実現、救済が妨げられることのないよう、これを解消するものです。

アディーレは、これまでも、敷居の高さの撤廃、日本一の支店設置数等により「躊躇」への解消を目指してまいりましたが、今回は、「報酬の不安」の観点から「躊躇」を解消すべく、新生「アディーレ」の新たなサービス方針をご提案させていただきます。

2. アディーレの「理念」実現と費用倒れへの懸念解消の必要性

(1) 「着手金」への疑問

弁護士事務所の報酬体系は、大きく「着手金」と「報酬」に分けられます。

着手金とは、一般に、弁護士に事件を依頼した段階で支払うもので、事件の結果に関係なく、不成功に終わっても返還されないものです。

私は、弁護士になってから、ずっと次のような疑問を持ってきました。
「なぜ委任目的を達成するためにお客さまはお金を払うのに、結果にかかわらずお金を返してもらえないのだろうか」
「自分がお客さまの立場だったら、もし自分の権利を実現するためにお金を払って、逆にお金だけ損するといった本末転倒になる可能性があるのなら、とても弁護士費用のような高額なお金を気軽に払うことはできないだろう」と。

(2) 着手金が必要な理由

もちろん、弁護士業務に「着手金」があることは理由がないものではありません。

弁護士は、「受任」の段階で、全ての「事実」についての情報も、「証拠」もありません。よって、「必ず勝てる」「必ずいくらの利益がある」などの「ご依頼の結果」をお約束することが、そもそもできる性質の業務ではないのです。

そして、弁護士が、ご依頼を受けてから委任事件を解決するまでに長い時間を要します。この間、弁護士は、結果にかかわらず、事件ごとに異なる事実や証拠から、最適の方法を四六時中考え、文献・裁判例の調査、交渉、裁判等の書面作成等さまざまな活動をしています。

その長期にわたる活動の対価として、報酬をいただくことができなければ、弁護士としての活動を継続することができないからこそ、弁護士業務に「着手金」が必要な理由とされてきたのです。

(3) それでもこの国に、法的権利の実現に「躊躇」させないための「一貫した姿勢を持った法律事務所」が必要であること

上記のような「着手金」の重要性は、私自身、弁護士として、また弁護士法人の代表として、重々この重要性を認識しています。

しかし、アディーレの理念である「身近な法律事務所」の実現、ひいては、司法制度改革の目的の一つであるあまねく法による救済の実現の一助となるためには、確実に存在するはずの「権利を実現するためにお金を払って、逆にお金の損をしてしまう本末転倒になる可能性」を懸念してしまう国民の皆さまに、「躊躇」いただかないための法律事務所がどうしても必要なのです。「常識」と「困難」に挑戦してでも、躊躇されるお客さまのために、アディーレの理念を果たすために、必要なのです。

当事務所は、以前から、同様の問題意識により、「一部」の法的サービスで、業界に率先して、着手金無料の成果報酬制等を導入してまいりましたが、「躊躇」を十分解消するには至りませんでした。なぜなら、「今、お悩みの方」の中の、「アディーレのホームページを訪問された方」、「アディーレに無料相談を申し込んだ

方」だけにしか、サービスの内容をお伝えすることができなかつたからです。

「アディーレ」の名前は CM等で広く一般に知っていただいても、「アディーレに依頼した場合、費用倒れを原則心配なく委任できる」ということまでは知っていただくことができなかった。これは、当事務所の取り扱う法的サービスのサービス方針が統一されていなかったことによるものでした。この反省が、このたびの「アディーレの取扱法的サービス全て」に一貫したサービス方針として提供させていただく必要があると考えた理由です。

法律事件の性質上、「いつ」事件が起きるかわかりません。「アディーレ」という「名前」だけでなく、「アディーレは、取扱事件にかかわらず、原則権利を実現するためにお金を損してしまう心配をしなくていい法律事務所」であるということ、国民の皆さまと一緒に覚えていただくことによって、「今」だけでなく、1年後、5年後、10年後・・・の「未来の躊躇」を、今から解消していきたいと考えています。

3 アディーレがお約束したい内容

私どもアディーレが、このたびお約束したいのは、結果のお約束はできないまでも、ご相談いただいた結果、当事務所の弁護士が「お客さまにご依頼いただくメリットが十分ありますよ、ぜひやりましょう」と判断し、また、お客さまにも、委任目的の達成に向けて誠実なお手続きへのご協力をいただいたにもかかわらず、結果として受任段階の見込が外れ、お客さまに負担いただく弁護士費用を超える委任目的の達成ができなかった場合には、「当事務所の弁護士の判断について、法律事務所として、お客さまに弁護士費用だけを無駄にさせて終わることのないよう、原則費用面での責任は持たせていただきます」ということです。

手続の種類により、着手金無料として成果報酬制とするため、成果を超える弁護士報酬をお客さまにご負担いただくことがないもの、受任時に着手金をいただいた上で、上記の趣旨で損をさせない保証をつけさせていただくものがありますが、いずれであっても、アディーレが個人のお客さまに提供する法的サービスについては、原則お客さまの経済的利益を超える費用のご負担がないことをお約束します。

4 最後に

改めまして、アディーレの代表弁護士として、このたびの“費用面での「保証事務所」として”の趣旨を明確にさせていただきます。

私達は決して、ご依頼いただいた「結果」をお約束することはできません。このことは、上記のとおり弁護士業務の性質上弁護士職務基本規定上も定められているものです。

また、弁護士がお客さまからお話を伺った結果、見込がない案件をお受けしたり、正義に反する案件などを無条件にお受けしたりすることもできません。委任事件の解決は、弁護士とお客さまの共同作業ですので、誠実なご協力をいただけなかったことが原因で、手続を途中で終了せざるを得なくなった場合等まで、弁護士費用を請求しないということもできません。

そして、委任目的を達成できた場合には、所定の弁護士報酬をいただき、アディーレが「身近な法律事務所」を今後も目指していくための貴重な原資とさせていただきます。

しかし、お客さまのお話を伺った当事務所の弁護士が、お客さまに弁護士費用以上のメリットがあると判断してご依頼をお受けしたからには、誠実に手続にご協力いただくお客さまには、「依頼したのに弁護士費用だけ損してしまった」などということが原則としてないことを、債務整理、交通事故、家事事件、労働事件、B型肝炎給付金請求事件など、当事務所の取扱事件の種類にかかわらず「アディーレ法律事務所」の責任としてお約束させていただきます。

当事務所は、ご相談でお客さまからお金をいただいていない点も統一しておりますので、ご相談いただくことによる費用のご負担もございません。

本サービス方針により、一人でも多くのお客さまの「放置すれば顕在化しない躊躇」を解消し、お客さまの正当な権利の実現の寄与に、当事務所がお手伝いできることを、心より願っております。

また、当事務所としても、「身近な保証事務所」を我が国に実現していくアディーレの理念・存在価値を、より一層広めていくべく、法律事務所として取り扱う法的サービスの種類も、今後拡大することができるよう、精進してまいります。

代表弁護士 鈴木淳巳